

# 犬ねこ

の飼い主の  
皆さんへ



ぼくたちは住所も  
名前もいえません。  
迷子札を付けてね！



鑑札、名札、  
マイクロチップなどで  
飼い主がだれか  
わかるようにしましょう！

うちのペットは迷子にならない。必ず家に帰ってくる。そう  
思っていますか？

実際は、花火や雷の音に驚いたり、ドアや門の隙間から逃  
げ出したりして、たくさんのペットが迷子になっています。

万が一、いなくなった場合は、すぐに探し始め、  
保健所や警察署にも届け出てください。

不妊・去勢手術を  
しましょう！

産まれてくる全ての命に責任がもてますか？

きちんと世話できる数以上の動物をかかえてしまうと、一  
匹一匹に気が配れず健康を害して、動物を苦しめたり、臭い  
や騒音で近所に迷惑をかけてしまいます。数が多すぎて飼っ  
てもらえない動物は、やむをえず殺処分されています。不幸  
な命を産み出さないために、また繁殖のストレスから解放す  
るために、繁殖制限(不妊去勢手術など)をしましょう。

## 最期まで、愛情と責任をもって飼いましょう

犬の飼い主の方へ！

犬の登録と狂犬病予防注射の実施は法律で定められた  
飼い主の義務です！

正しいしつけをして、飼い主としてのマナーを守りましょう！

ただ可愛がるだけが愛情ではありません。犬を人間の社会生活に適応  
させ、ストレスを取り除いてやるために、しつけはとても大事です。  
楽しい散歩も、マナーを守らないと周りの人に迷惑をかけてしまいま  
す。散歩中の糞は必ず持ち帰り、どんな時でもしっかり犬を制御でき  
る人が散歩をさせ、必ずリード(引き綱)を付けましょう。

放し飼いは禁止です！

県の条例により、犬の放し飼いは禁止されています。  
事故を避けるために、また迷子にしないためにも放し飼いは  
絶対にやめてください。



ねこの飼い主の方へ！

ねこは屋内で飼いましょう！

ねこが屋外に出かけてしまうと・・・

- 交通事故にあう
- 病気になる
- 子ねこが生まれてしまう
- 迷子になる・帰らなくなる
- 他人に迷惑をかける
- 公園や道路、よその庭で糞をする
- よその家で物を壊したり、車に足あとをつける



子ねこの頃から、  
屋外に出さないようにすれば、  
ねこは屋外に出たがりません。



# 「島根県動物の愛護及び管理に関する条例」のあらまし

## 飼い主の責務、遵守事項等

### ① 飼い主等の責務（第4条）

- 動物を飼うときは、周辺環境に配慮しましょう。
- 動物がその一生を終えるまで飼いましょう。
- 動物が繁殖しても飼えないときは、生殖を不能にする手術などの繁殖制限を行いましょう。
- やむを得ず動物を飼えなくなったときは、責任をもって適正な譲渡先を探しましょう。

### ② 飼い主の遵守事項（第5条）

- えさと水を適切に与えましょう。
- 動物の生態などを考慮し、適切な飼養施設を設けましょう。
- 動物の健康管理に努め、異常があるときは治療をしましょう。
- 適正な飼育数にしましょう。
- 動物が逃げ出さないようにし、逃げ出したときはすぐに保健所などに連絡し、自分で探しましょう。
- 鳴き声、臭い等で他人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 動物が他人の土地などをみだりに汚すことのないようにしましょう。
- 動物を飼っている場所やその周辺を清潔に保ちましょう。
- 感染症の知識をもち、感染症を予防しましょう。
- 災害時において必要なことを定めておきましょう。
- 訪問者に注意を喚起する必要がある動物を飼っているときは、玄関などにそのことがわかる表示をしましょう。

### ③ 犬の飼い主のけい留義務（第6条第1項）

- 飼い犬は、つないだり、囲いの中に収容したりして逃げ出さないようにしなければなりません。
- 飼い犬に運動をさせるときは、綱などをつけて確実に制御できる方法で連れ出し、飼い犬が人に危害を加えないようにしなければなりません。

### ④ 犬の飼い主の遵守事項（第6条第3項）

- 飼い犬には、首輪、名札、マイクロチップ等を付けることにより、飼い主がわかるようにしましょう。
- 飼い犬には、適切なしつけや適度な運動をさせましょう。
- 飼い犬が公共の場所などでふんをした場合には、直ちにその場所からふんを取り除きましょう。
- 家の出入り口などの見やすい場所に犬を飼っていることがわかる標識をつけましょう。

### ⑤ ねこの飼い主の遵守事項（第7条）

- 飼いねこには、首輪、名札、マイクロチップ等を付けることにより、所有者がわかるようにしましょう。
- 飼いねこは、原則として屋内で飼いましょう。
- やむを得ず飼いねこを屋外で行動できるような方法で飼う場合には、飼いねこに排せつのしつけを行うことなどにより、他人に迷惑を及ぼさないようにしましょう。

### ⑥ 事故発生時の措置（第21条）

- 犬又は特定動物が人に危害を加えたときは、飼い主は負傷者の救助や新たな事故の発生防止措置を行い、保健所長に届け出なければなりません。

狂犬病や動物愛護に関する相談は下記のところへお問い合わせください。

|         |                 |               |                  |
|---------|-----------------|---------------|------------------|
| 松江保健所   | 松江市東津田町 1741-3  | いきいきプラザ島根 3 階 | TEL 0852-23-1317 |
| 雲南保健所   | 雲南市木次町里方 531-1  |               | TEL 0854-42-9645 |
| 出雲保健所   | 出雲市塩冶町 223-1    |               | TEL 0853-21-8788 |
| 県央保健所   | 大田市長久町長久ハ 7-1   |               | TEL 0854-84-9807 |
| 浜田保健所   | 浜田市片庭町 2 5 4    |               | TEL 0855-29-5557 |
| 益田保健所   | 益田市昭和町 3-1      |               | TEL 0856-31-9552 |
| 隠岐保健所   | 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 |               | TEL 08512-2-9715 |
| 県庁薬事衛生課 | 松江市殿町 1 2 8     |               | TEL 0852-22-5264 |